

藤岡市農業委員会
令和5年第8回
定例会議事録

令和5年8月7日招集

令和5年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和5年8月7日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和5年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 47号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 49号 農地法第5条の規定に係る競売農地買受適格証明願について
議案第 50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 51号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 52号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第18条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について
議案第 53号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
報告第 15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 16号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（5名）

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 5番 渡邊 義晴 | 7番 野辺 均 | 9番 横山 万寿雄 | 12番 浦部 信幸 |
| 16番 黒澤 松博 | | | |

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 牧 眸美 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時32分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第8回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番秋谷委員、4番松村委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時37分)

(再開14時35分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地1筆、面積500㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、東平井の農地1筆、面積2,819㎡に区分地上権の設定をするものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 46 号 整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありました
が、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 46 号整理番号 1 番
について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号 整理番号 1 番は許可と決定しま
す。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いしま
す。

清水春樹委員 営農型太陽光発電パネルとは具体的にはどのようなものですか。

事務局 説明させていただきます。営農型太陽光発電パネル設置用地とは、農地
を使いながらその上で発電するパネルを設置して一緒に使っていく形で運
用していく営農の施設と農地の利用というようなやり方でございまして、
最近増えてきている事案ではあります。ただなかなか難しく簡単にはいか
なくて、パネルの下で必ず何かを作らなければならず、作っているものが
ちゃんとできているか確認したり、何をされているか確認しなければいけ
ないことにもなっています。藤岡は今回で 6 件目となっています。

清水春樹委員 隙間があって光が差し込むような形になっているのですか。

事務局 比較的、あまり光を好まないもの、例えばミョウガや榊といったものを
作られていることが多いようです。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見がありましたらお願いします。

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 46 号 整理番号 2 番
について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 46 号 整理番号 2 番は許可と決定しま
す。続きまして、議案第 47 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につい
て、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 47 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ
いて、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号
1 番は、中島の Y さんが、中島の農地を露天駐車場用地として転用するも
ので、農地 1 筆、面積は 785 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されま
す。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と

意見決定しました。整理番号 2 番は、同じく中島の Y さんが、中島の農地を露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 510 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。なお、1 番と 2 番の案件につきましては敷地内に違反物件があり、その撤去が必要となっているため、条件付き許可が妥当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 議案第 47 号 整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

事務局 事務局より説明させていただきます。当該案件につきましては、土地の条件、利用方法に問題があるわけではないのですが、今現在の土地の利用状況が当該地に違反物件がありまして、コンクリートで打ってあるようなきちんとした建物でありまして、こちらの撤去が必要になります。本来であれば「いつまでに撤去します」という連絡をいただいて、本処理をすると考えていましたが、定例会までに施主の方から申出がございませんでしたので今回につきましては違反物件の撤去を求めていく必要があると考えております。そのため違反物件が撤去され次第というような方向性がよろしいのではないかとのお話でございました。以上です。

議長 ありがとうございます。他にご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号 整理番号 1 番について、当該違反物件の撤去を求め、会長、職務代理、1 班班長による確認がされ次第、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 1 番は条件付き許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号 整理番号 2 番について、当該違反物件の撤去を求め、会長、職務代理、1 班班長による確認がされ次第、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号 整理番号 2 番は条件付き許可と決定します。続きまして、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申

請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、森新田の I さんが、森新田の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 276 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の S さんが、白石の農地を競売にて取得し、機械器具等の資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,814 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,308 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。整理番号 4 番は、同じく市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,279 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。以上で報告を終わります。

議長

議案第 48 号 整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 8 番の 4 件です。整理番号 5 番は、市外の法人が、立石新田の農地を売買で取得し、駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 140 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、三本木の T さんが、上大塚の農地を売買で取得し、貸露天資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 417.44 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定をするものです。農地 1 筆、面積 2,819 m²の内 0.2 m²、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市内の法人が、東平井の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 506 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 48 号整理番号 5 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 48 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 49 号農地法第 5 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　　ただ今、議案第 49 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

事務局 　　補足で説明させていただきます。この買受適格証明願につきましては、裁判所の競売や税務署の公売農地の入札に参加する場合に農地法の許可を受ける見込みがある者であることを証明する書類が必要になります。例えば全然買受資格のない人が農地を買うことにならないように、この証明願をするものであります。この方につきましては、当然一種農地ということでご理解いただきまして、そこを農業用に使いたいという事で証明願を出されたものでございます。簡単ではございますが以上です。

議長 　　説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

中村委員 　　願出人の国籍などわかりますか。

事務局 　　中国です。

議長 　　その他、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 49 号農地法第 5 条の規定に係る競売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 49 号農地法第 5 条の規定に係る競売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 50 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。また、別にお配りしてあります対象地の地図も併せてご参照ください。議案第 50 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は 8 件ですが、借人は全て同一となります。次に、9 ページをご覧ください。こちらは農業経営基盤強化促進法による所有権移転の一覧で、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成されるもので、今回の対象地は 4 件ですが、譲受人・譲渡人はすべて同一となります。以上で、議案第 50 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただ今、議案第 50 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 50 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 51 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。議案第 51 号につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めております。こちらの計画につきましても、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 7 件です。以上で、議案 51 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、議案第 51 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。議案第 52 号につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請

するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めております。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 2 件ですが、変更後の借人は全て同一となります。以上で、議案 52 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、議案第 52 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

職務代理 　ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。それでは議案第 52 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 　挙手全員でありますので、議案第 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 　次に、議案第 53 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

(農政課説明終了)

議長 　ただ今、議案第 53 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　特に意見もないようですので、議案第 53 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 53 号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 続きまして、報告第 15 号・16 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 15 ページをご覧ください。報告第 15 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 4 件ございます。詳細については 16 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 16 号ですが、17 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 6 件、耕作証明が 1 件、受理取消が 1 件の計 8 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長 ただ今、報告第 15 号・16 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 5 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15 時 39 分)